

### 国民年金保険料 学生納付特例制度



国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。詳しくは、お問い合わせください。

対 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校などに在学している学生

- 申・問 ・日本年金機構草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638
- ・保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

### 令和6年度 国民年金保険料



今年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。日本年金機構から送付される納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。4月中旬に現金でまとめて前納すると、2年分で15,290円、1年分で3,620円、6カ月分で830円の割引があります。口座振替やクレジットカード、一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。詳しくは、草津年金事務所へお問い合わせください。

- 問 ・日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638
- ・保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

### 後期高齢者医療 保険料の改定



今年度から保険料率が変わります。保険料の額は、7月中旬に郵便でお知らせします。

区分	改定前(令和4・5年度)	改定後(令和6・7年度)
均等割額	46,160円	48,604円
所得割率	8.70%	9.56%(8.84%※1)
年間保険料の上限額	66万円	80万円(73万円※2)

※1 (総所得金額等-43万円)が58万円以下の人は8.84%(令和6年度のみ)  
※2 次に該当する人は73万円(令和6年度のみ)

- ・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった人
- ・65~74歳で一定の障害があり、申請により後期高齢者医療制度に加入している人(ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後県外へ転居した場合、転居先では対象外となります)

保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ(https://www.shigakouiki.jp)で試算できます(※1、※2は反映されません)。

#### ●保険料均等割が軽減される場合

- 世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。
- ・65歳以上の人の公的年金などの所得は、15万円を引いた額で判定します
- ・事業所得等の専従者控除や譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません

#### ●保険料均等割軽減基準の内容

軽減割合	所得要件
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)以下
5割	43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)以下
2割	43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)以下

※世帯主や世帯の被保険者のうち、一定の公的年金収入や給与所得がある人の数

- 問 保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480

### 低所得者支援臨時給付金 〔住民税均等割のみ課税世帯〕と 〔子ども加算〕の 受付を開始します



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度の個人住民税均等割のみが課税されている世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給します。また、令和5年度の個人住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯で扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。

対 基準日(令和5年12月1日)に、市に住民登録があり

① 令和5年度の個人住民税均等割のみ課税されている世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

②-① 令和5年度の住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の児童\*  
※18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

②-② 令和5年度の住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯で基準日以降に出生した児童

申 8月30日(金)まで(必着)

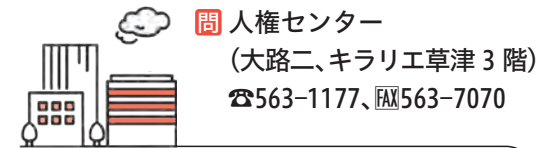
- ①、②-①の支給要件に該当する世帯に、3月29日から順次書類を送ります
- ②-①、②-②の子ども加算は、他市に住民票がある児童を扶養していても、対象者に反映されていない場合がありますので、お問い合わせください
- ②-②の支給要件に該当する可能性がある世帯については、申請方法をお問い合わせください

問 人とくらしのサポートセンター(2階) ☎561-0189、FAX561-2482



## すべての人を大切にするために

～インターネットと人権～



インターネットの始まりから40年近くの年月が経つといわれています。現在のインターネットは世界中の情報がつながり、高度な発展を遂げるとともに、その複雑性を一層増しています。その中でも、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、好きなことや意見が似ている人同士がつながることができ、価値観の近い人たちと簡単に交流できることは、SNSなどがもたらす大きなメリットの一つです。

一方で、インターネットでは、自分の名前や顔を簡単に知られることなく発言できることから、もしも悪用された場合には、人権侵害になることがあります。最近では、いじめなどをきっかけとして、不確かな情報に基づいて、当事者の個人情報やインターネット上にさらされたり、全く関係のない人たちが誹謗中傷(根拠のない悪口や嫌がらせ)する書き込みがされたりしています。私たちが利用するときには、どのようなことを気をつけなければならないでしょうか。今回は二つの事柄を取り上げます。

価値観の似た者同士が共感し合うことで意見が増幅する「エコーチェンバー現象」  
世界中とつながっているはずのSNSですが、同じ趣味の人だけフォローして、似た価値観の意見ばかりを見聞きし続けると、人はどう感じるでしょうか。SNSを通して自分が見聞きしている意見には、もともと自分と価値観の近い人たちの意見が多く含まれている、ということをお忘れず、あなたも「世の中のほとんどの人が同じ意見を持っている」と感じるかもしれません。このような状況は、閉じた小部屋の中で声が反響することによって、あらゆる方向から同じ声が聞こえてくる現象に似ています。そこで、反響室という意味の言葉を使って「エコーチェンバー現象」と表現されています。

自分が見たい情報しか見えなくなる「フィルターバブル現象」  
自分が見ているインターネットの世界が、他の人にも同じように見えているとはかぎりません。多くのウェブサービスなどで、個々人の検索行動や閲覧履歴を分析し、その人の行動に合うカスタマイズがされ、利用者の思考に近い情報が優先的に表示され、望まない情報からは遠ざけられていくような仕組みもあるとされています。このような状況は、自身の考え方や価値観の「バブル(泡)」の中に孤立してしまうところから「フィルターバブル現象」と表現されています。

### 新型コロナウイルスワクチン接種

令和6年度の新型コロナワクチン定期接種は年に1回、秋冬接種となります。対象者などは以下のとおりですが、詳細は決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

- 対象者
  - ・65歳以上の高齢者
  - ・60~64歳で重症化リスクの高い人
  - 自己負担 あり(金額未定)
  - 使用ワクチン 今後示される予定
- 接種勧奨、努力義務 なし

申・問 健康増進課(2階) ☎561-2323、FAX561-0180

